

2040年へ向けて 短期大学の将来像

中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会

平成30年5月25日

学校法人 第二麻生学園 理事長

山口短期大学 学長

(日本私立短期大学協会 副会長)

麻生隆史

短期大学の歩みと特色

【短期大学の歩み】

- 高度成長期には女子に適した大学として発展
高等教育の普及に貢献
- 学生数のピークは、平成5年の53万人
昭和35年から平成7年まで高等教育機関入学者の約20%が短期大学生
- 90年代半ば以後の18歳人口の減少と女子の四年制大学志向
 - ・最大598校(H8)
 - ・現在337校(内国立0校・公立17校)(H29)

【短期大学の特色】

- 二年制・三年制の大学で**短期大学士**の学位授与機関
- 教養教育・職業教育**の適度なバランス
- 少人数制の**きめ細かい学生支援**
- 四年制大学への**編入**
- 私立**の短期大学が多い
- 自己点検・評価
- 機関別認証評価(**教育の質保証・内部質保証**)
- 全国**に点在・**中小都市**にも多い
- 地域からの入学者・地域での就職者**が多い(約7割)
- 女子**の短期の高等教育機関として貢献(約9割)
- 修業年限が短期のため**学費負担**が低廉
- 地域の活性化のために積極的に**地域貢献**
- 免許・資格を有する**専門職業人養成**(例:幼稚園教諭・保育士)

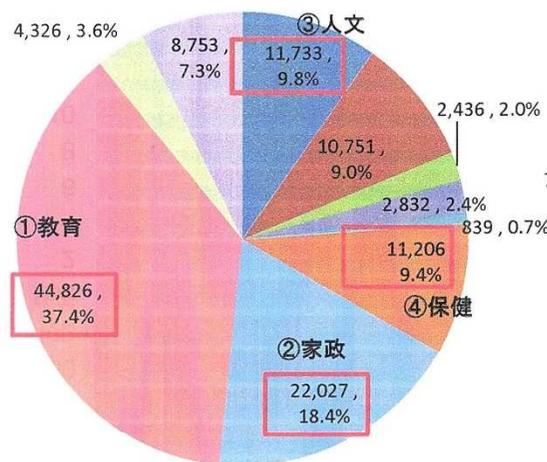
短期大学は教育・家政系・保健系の学生が多い

短期大学・大学・専門学校の分野別学生数(平成29年度)

短期大学は、教育、家政、保健などの職業や实际生活に必要な能力を育成分野が多い

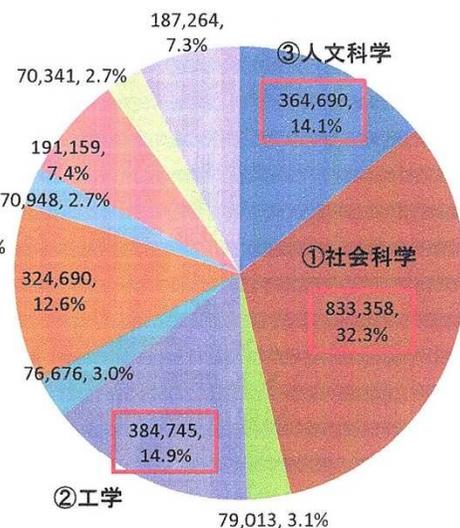
単位:人, %

◆短期大学



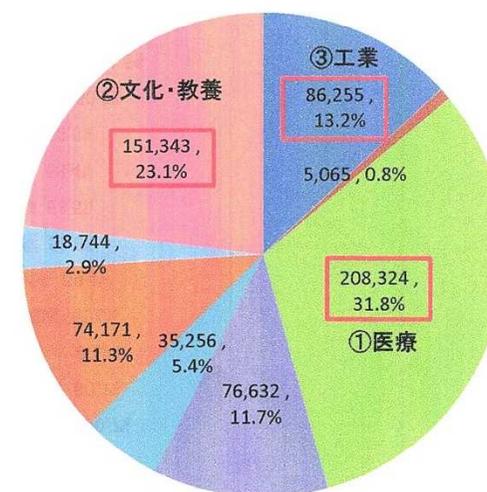
■ 人文 ■ 社会 ■ 教養 ■ 工業 ■ 農業
■ 保健 ■ 家政 ■ 教育 ■ 芸術 ■ その他

◆大学



■ 人文科学 ■ 社会科学 ■ 理学 ■ 工学
■ 農学 ■ 保健 ■ 家政 ■ 衛生 ■ 教育
■ 芸術 ■ その他

◆専門学校

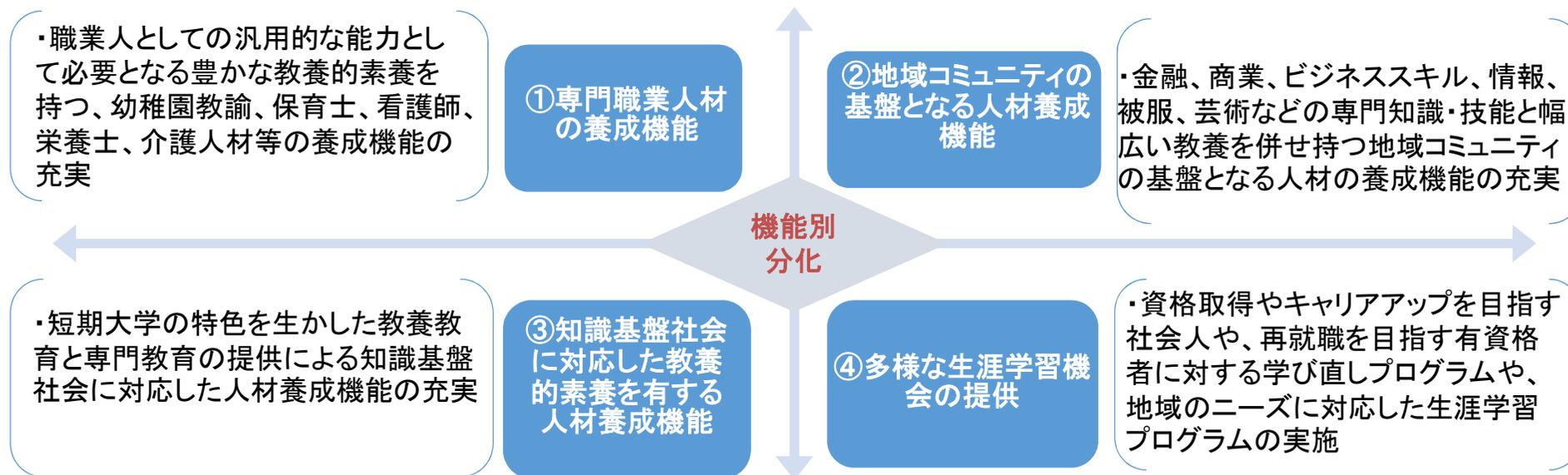


■ 工業 ■ 農業 ■ 医療
■ 衛生 ■ 教育・社会福祉 ■ 商業実務
■ 服飾・家政 ■ 文化・教養

出典:文部科学省 学校基本統計(平成29年度(速報値))

短期大学の機能別分化

「短期大学の機能別分化」



必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

① 産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援

→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

② 地方創生のリード役となる短期大学の支援

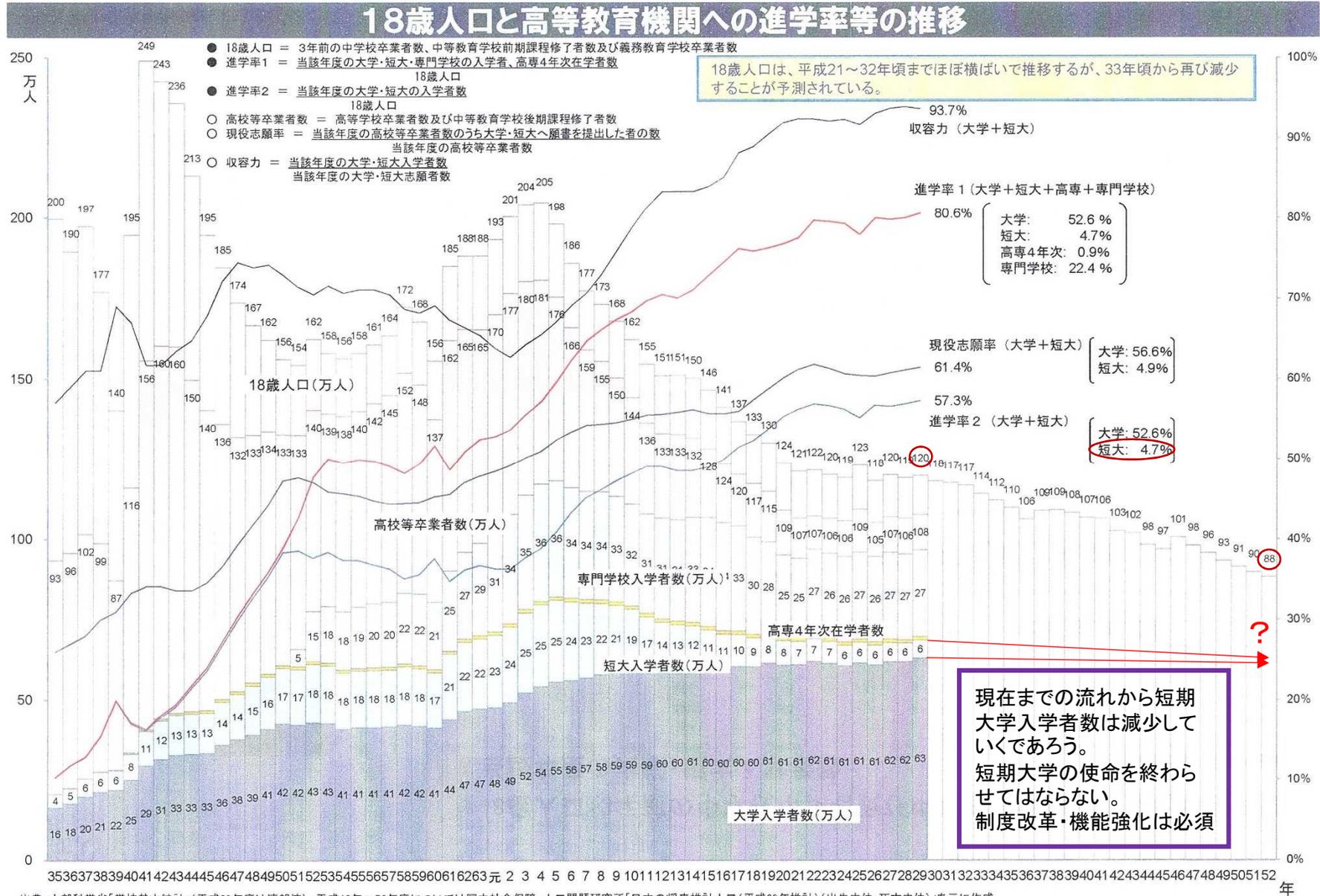
→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

③ 大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

地方の創生・女性の活躍・高等教育の機会均等の確保

他の学校種よりも短期大学の進学率・入学者数の減少は大きい



学校種別の目的(抜粋)

【学校教育法上の目的】

○大学

学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる(9章83条1項)

○専門職大学

深く専門の学芸を教授研究し専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させる(9章83の2条1項)

前期課程・後期課程に区分することができる(9章87条2項)

○短期大学

深く専門の学芸を教授研究し職業又は實際生活に必要な能力を育成する(9章108条1項)

○専門職短期大学

深く専門の学芸を教授研究し専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する(9章108条4項)

○高等専門学校

深く専門の学芸を教授し職業に必要な能力を育成する(10章115条1項)

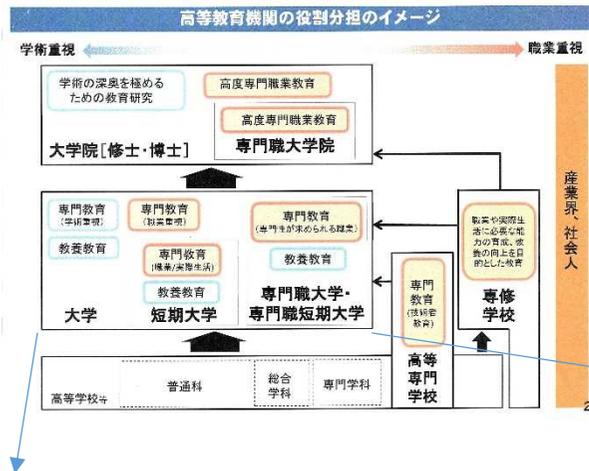
○専修学校(専門課程)

第1条以外の教育施設で職業若しくは實際生活に必要な能力を育成又は教養の向上を図る(11章124条1項)「専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができる」(11章126条2項)

機能別分化から2040年へ向けての役割分担

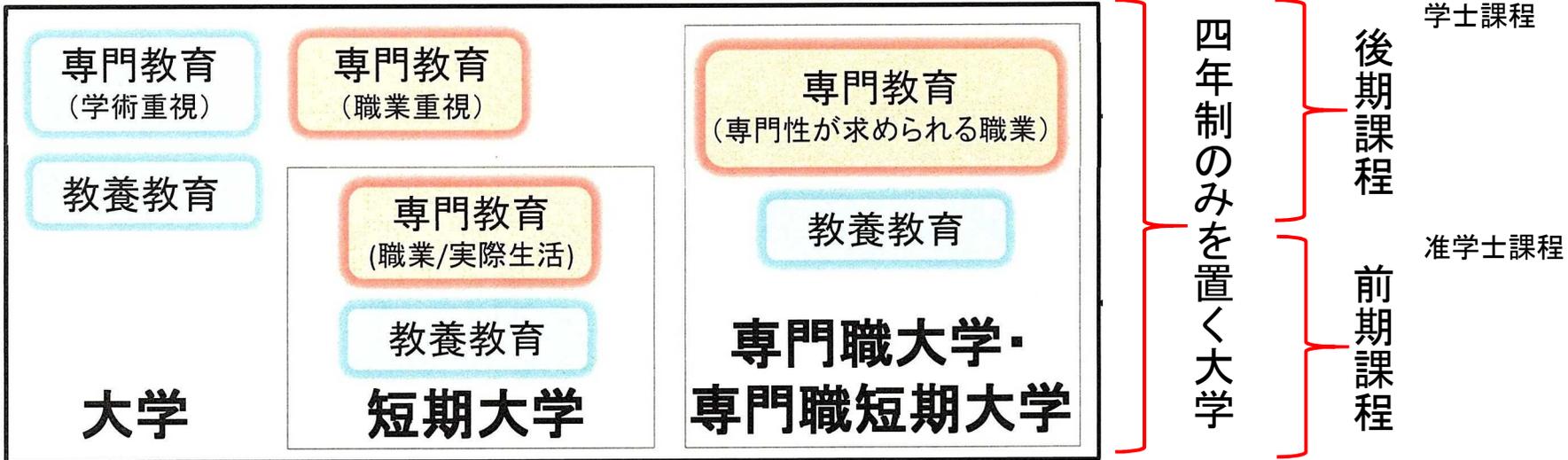
「短期大学の役割分担」

- ランキングや学力のみでは計れない特色ある大学としての役割を担う
- 大学教育を受けたい全ての中等教育修了者にその機会を提供する
- 若者のみならず高齢者のアクセスしやすい大学となる(人生100年時代構想)
- 高齢化社会に対応した介護人材の育成を担う
- 少子化対策に必要な保育士・幼稚園教諭養成を担う
- 日本全国の地方都市で大学教育を受けることが出来る役割を担う
地域の特性や専門分野のニーズに対応できる人材養成を担う(地域貢献)
- 教育の質保証された短期の高等教育機関としての位置付け(国際通用性)
米国のコミュニティーカレッジと同等の役割を担う
- 大学教育の前期課程教育を担う



大学教育体系の新イメージ

大学のみを抽出



【将来に向けて大学制度設計の提案】

- ①大学制度は複雑なので、短期大学を大学(前期課程)・大学(二年制)又は〇〇大学〇〇学科(二年制)にする。
- ②短期大学卒業者に准学士の学位(アソシエイト・ディグリー)を授与する。
- ③四年制大学は現状型を維持しつつ、大学に前期課程・後期課程をおくことができるようにし前期課程のみをおくことを可能とする。
- ④三年制短期大学の卒業者が一定の条件を満たした場合に学士の学位を与える。

【将来に向けて大学制度設計の提案へ至った趣旨】

現在の大学は、戦後の学制改革を経て、4年制の学習期間を大学と規定してから、臨床系医学部等を6年制として大学として機関名称を制度化している。

しかしながら、昭和25年に4年制の新制大学に移行できない高等教育機関を当時の米国のジュニア・カレッジに倣って短期大学として暫定的に高等教育機関に移行した。

昭和39年に恒久化させたが、しかしながら、今では米国においてジュニア・カレッジはコミュニティ・カレッジに移行されたりし、高等教育の内容が多様化され、高等教育を享受する学習者自身もコミュニティ・カレッジやトゥーイヤー・カレッジの名称とフォーイヤー・カレッジ名称は大学としての高い意識を持ち、我が国の高等教育を担う大学と短期大学の位置づけを遥かに越えている。

2040年の我が国の短期大学の状況を考える場合、現在のアメリカの2年制大学の状況を見れば一目瞭然である。つまり、2018年現在の短期大学は1998年のアメリカの2年制大学をなぞって追いかけてなければならないのである。

教育の質保証の観点から我が国で始めて、自己点検・評価が導入されたのが平成3年の短期大学設置基準の大綱化である。高等教育の基本はリベラルアーツであり、それをベースにして学部における学位課程プログラムであることを定義した画期的な改革であったが、今現在、アメリカのセルフ・スターディーからアクレディテーションによる認定の流れと比較すると20年以上遅れている。

このような現状に鑑み、2040年の短期大学は、アメリカの2年制大学と同等に欧州の高等教育圏のレベルと同等の5Aの高等教育機関として扱われるよう行政機関は意思表示すべきである。質保証が義務化されていない学校を含めるべきではない。

欧州の高等教育圏と同等に5Aの高等教育機関として扱われるためには、認証評価制度の強化が必要である。つまりアメリカのアクレディテーションと同じよう指導力を持たせることである。

これらのことを踏まえて、短期大学の制度設計を見直す時期である。